

京都大学	博士 (法 学)	氏名	玉田 大
論文題目	国際裁判の判決効論		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、国際裁判における判決効の実証分析を通じて、国際裁判の性質と機能とをめぐり理論的問題に答えることを目的としたものである。具体的には、現在わが国の国際裁判論で通説となっている水平的裁判観念と複線構造論に対し、その批判的視点となりうる垂直的裁判観念を根拠づけるとともに、水平的裁判観念と垂直的裁判観念との二分論の限界を指摘して、その相互補完の視点を提供することも意図している。</p> <p>まず序章において、国際社会の水平的性質（集権的権力構造の欠如）を前提とした水平的裁判観念（訴訟当事国と裁判所との水平的・協働的關係）や複線構造論（裁判と他の紛争解決手段との間に優劣・優先順位をつけない思考様式）に対し、当事者間の議論を終結させる裁判の機能に着目し、国際裁判制度でこの議論終結機能を担っているのが、裁判の最大の特徴である判決効であることが指摘される。</p> <p>続く第1章においては、既判力原則を考察対象として、仲裁裁判、常設国際司法裁判所（PCIJ）、国際司法裁判所（ICJ）等の判例から既判力の構成要素（拘束力と終結性）を抽出し、それぞれの法的効果が判決の「正しさ」に関与するかが検討される。法的拘束力から「正しさ」を導出するのは判決遵守義務に基づく法実証主義の基本的な方法論と合致する一方、そうした拘束力自身は判決の不明瞭性や他の裁判判決との矛盾を回避できず、判決の終結性の機能から、判決が一見「正しくなく」てもこの「正しくない」という主張自体が遮断されてしまうという。また、判決の終結性については不服申立手続及び無効原因論の検討を要するが、前者に関して既判力原則の例外とされるのはきわめて厳格な要件を有する判決再審手続だけであり、後者については判決無効の主張はICJ手続では認められていないというように、国際裁判の判決には強い終結性が認められていることが確認される。</p> <p>こうした既判力原則は垂直的裁判観念の根幹をなすが、判決に対しては異議申立制度の利用を指摘する主張や判決効を否定する議論があり、判決効について包括的な評価を試みるためには、不服申立手続（判決再審手続及び判決解釈手続）と無効原因論（権原踰越論及び判決理由欠如）を検討して、判決に対するそのような批判可能性を明らかにする必要があるという。</p> <p>そこで、以下の4つの章では既判力原則の例外が取り上げられる。まず第2章では判決再審手続が検討され、同手続は当初「事実誤認」の存在を要件としていたが、その後事実認定の誤謬の要素を排し、判決後に発見された「新事実」を要件とするように変遷しているという。このように、再審手続においても原</p>			

判決における事実認定の誤謬という評価が事後的に下される可能性は排除され、裁判の無謬性が維持されるとともに、時間的要件等他の再審要件も厳格に設定され、実際に解釈・適用されていることから、再審手続が既判力原則の例外として機能することは期待しえないと評価される。

第3章は判決解釈手続を扱う。この手続には、原判決内の既判事項を事後的に特定するプロセスと、一般に判決解釈として想定されている既判事項の説明というプロセスが併存しているが、前者は原判決の不確定性を根拠づけることから、これら2つのプロセスにより判決の不確定性が無限に連鎖し継続するおそれがあることが指摘される。

第4章では既判力原則の例外である無効原因論の中で最も頻繁に主張される権限踰越が取り上げられる。まず、管轄権決定権には限界が認められるものの（相対的権限説）、そこでの限界基準である明白性基準自体が不明瞭であるということが確認される。次に権限踰越の認定方法については、判決の有効性推定原則により判決無効の一方的主張は認められず、原判決の無効は訴訟当事国の同意に基づき原審判決の既判力を排除した上で特に無効確認訴訟手続を用いた場合のみ認められるという。そしてICJ判決に関しては管轄権決定権を根拠に権限踰越は否定されていることも指摘される（絶対的権限説）。

第5章では、国際裁判における理由附記義務の形成が仲裁裁判から司法裁判への質的転換であり、同義務の確立と同時に理由欠如が判決の無効原因として認められるようになったことが確認される。その結果、国際裁判は判決主文のみを当事者に提示するような垂直的構造から、判決理由を付して判断内容を説明・説得する水平的構造を併有するようになったと評価できるという。そして、現代の国際裁判では理由附記が一般的であるため明らかな判決理由欠如はありえず、また理由の不十分性を根拠とした判決無効も裁判例で認められたことはないと言する。

以上の検討を踏まえ、終章では垂直的裁判観念の機能並びに水平的裁判観念との補完的把握が主張される。国際裁判では一審終結原則の維持を前提に、不服申立手続はきわめて例外的であって無効原因論も法的に排除されていることから、国際裁判判決は強い終結性を有しており、この点で国際裁判判決は国内裁判所の判決と同様に当事者間の議論を法的に「終結させる」機能を果たしている、この機能が垂直的裁判観念を根拠づけているという。他方、国際裁判制度自体は水平的法秩序の中で作動せざるを得ないため、判決効概念の中にも水平性の契機があり、2つの裁判観念を補完的に把握することが求められるということが結論として明らかにされる。

(論文審査の結果の要旨)

近年の国際法学における紛争処理制度論では、国際裁判の管轄権の設定と判決の執行が制度的に脆弱であるという国際社会の現実を踏まえて、他の国際紛争解決手段との関係で国際裁判を比較優位に置かず、国際裁判を含む各種の紛争解決手続を連続的相互補完的に捉える立場が主流となっている。そして国際裁判は訴訟当事者による自主性を重視する制度とみなされ、裁判所は当事者間の主張を規律する手続を用意して紛争の最終的解決に貢献する補助的な役割を演じるという。こうしたいわゆる水平的裁判観念は、主権国家の併存状態という国際社会の水平的権力構造を視野に入れ、訴訟当事者間の議論、訴訟当事者と裁判所との協働関係、あるいは裁判手続そのものが国際裁判制度の核心をなすという考え方に立脚している。これに対して本論文は、国際裁判には他の国際紛争解決手段と異なる固有の特徴として垂直的構造が存在することに着目し、具体的には訴訟当事者間の議論を終結させる作用を有する国際裁判の判決効を取り上げてこれを分析することにより、水平的裁判観念に対する批判的視点としての垂直的裁判観念の再構築を目指したものである。

こうした目的のため、本論文は、判決効論の中心に既判力原則を据え、これを垂直的裁判観念の根幹と位置づけたうえで、その法的効果を確認するとともに、垂直的裁判観念の否定的要素となりうる既判力原則の例外として、不服申立手続（判決再審手続及び判決解釈手続）と無効原因論（権限踰越論及び判決理由欠如）を検討するという手法を採用した。そして既判力原則の例外による判決効の否定や判決への批判可能性が現実には制度上も実行上もきわめて困難であることを例証して、国際裁判の判決効の包括的な評価、すなわち議論の終結性の意義を明らかにしようとしたのである。上記原則や概念の考察にあたり、国内外の学説を渉猟し、国際司法裁判所や常設国際司法裁判所の判決、さらには国家間仲裁の裁定も広く取り上げることで、国際裁判制度における既判力原則の意義、さらには既判力原則の例外として位置づけられる不服申立手続や無効原因論の再定位が実証的かつ説得力をもって論じられていることは注目に値する。

本論文は、国際裁判制度が当事者間の議論を終結させることを目的とした制度であり、権力という視点からこの議論の終結性を担保するものとして裁判の判決効が重視されていることを、豊富な裁判例を精緻に読み解くことで論証することに成功した。他方で本論文は、判決の可謬性を理由とした裁判への信頼性喪失の問題や、国際裁判制度がその機能を維持し得ているのは当事者の合意によるものであるという権威の合意基盤性をそれぞれ確認し、判決効を中心とした垂直的裁判観念の有効性を主張しながらも、国際社会におけるその妥当性の限界、すなわち判決の不確実性と暫定性を指摘している。

その結果、本論文は、国際裁判制度に求められた権力性に基づく訴訟当事者間の議論の遮断という現象に着目しつつ、国際社会の構造に内在する紛争当事者による紛争の自主的解決の要請とそのための議論の継続という側面にも配慮するバランスのとれた結論に至っている。

本論文の意義は、国際裁判の性格付けに関する議論を整理し、とりわけ垂直的裁判観念の再評価の必要性を提起したことにある。国際裁判に判決の正当性とその効果としての議論の終結性という契機を見出し、従来の水平的裁判観念の射程に対する批判的視点の設定に本論文が成功したことは、これまで主張されてきた水平的裁判観念に一定の修正を加えるという意味で、国際裁判論における画期的な成果といえる。のみならず、本論文の真骨頂は、議論を遮断する垂直的裁判観念にもっぱら偏るのではなく、判決後の議論の継続性をも視野に入れることで、議論の終結性と継続性という相矛盾する2つの性質が混在する国際裁判制度の理論的解明に真正面から果敢に取り組んだことであろう。結果として本論文は、国際裁判をめぐる権力と議論という2つの構造的あるいは制度的要因を取り込んだ包括的な国際裁判論の体系化への橋頭堡を築きあげているからである。司法裁判と仲裁を含めた国際裁判観念の妥当性や垂直的裁判観念による水平的裁判観念の補完についての実証性など課題は残るものの、本論文自体が国際裁判制度の全体像の構築に向けた出発点となり、国際裁判に関する学界での議論の継続を促すものとなっていることから、その意義は高く評価されなければならない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、平成25年10月22日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

